

## 《記載例》

### 契 約 届 出 書

(候補者→選管)

※ 選挙管理委員会へ提出してください。

選挙運動用自動車使用契約届出書

令和4年 2月 1日

境町選挙管理委員会委員長 様

令和4年2月6日執行 境町長選挙

候補者

住 所 境町〇〇番地

氏 名 境 太 郎 印

下記のとおり、選挙運動用自動車使用契約を締結したので、境町議会議員及び境町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程第2条の規定により届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
		運 送 契 約 期 間	運 送 契 約 金 額	
		選挙運動用自動車本体のみの契約金額を記載する。 ※ スピーカー、看板等の費用を含めない。 ※ 自動車本体と放送設備など付属設備の料金がパックになっている場合は、車両本体と付属設備の契約金額が明示された契約を締結すること。		

2 1に掲げる契約以外の

区分	契約書の契約年月日を記入する。	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
			借 入 期 間 等	契 約 金 額	
自動車の借入れ	R4.0.0	株式会社〇〇レンタカー 境町〇〇番地 代表取締役社長 〇〇〇〇	R4.2.1～ R4.2.5	円 000,000	
燃料代	R4.0.0	株式会社〇〇石油 境町〇〇番地 代表取締役社長 〇〇〇〇	つくば000 わ0000	00,000	単価 126円
運転手の雇用	R4.0.0	境町〇〇番地 〇〇〇〇 個人と契約する。	R4.2.1～ R4.2.5	00,000	

備考 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

請求できるのは、当該選挙運動用自動車に供給した分のみ。  
 その他の事務連絡用の自動車に給油した燃料代等を含めないこと。

3 「燃料代」にあっては、単価契約をした場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

様式第2号(第2条関係)

選挙運動用ビラ作成契約届出書

令和4年 2月 1日

境町選挙管理委員会委員長 様

令和4年2月6日執行 境町長選挙  
候補者

住 所 境町〇〇番地

氏 名 境 太 郎 印

ビラ作成の契約届出書

下記のとおり、選挙運動用ビラの作成契約を締結したので、境町議会議員及び境町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程第2条の規定により届け出ます。

契約年月日	契約の相手方 並びに法人にあつてはその代表者	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
R4年1月00日	株式会社〇〇印刷 境町〇〇番地 代表取締役社長 〇〇〇〇	0,000 枚	00,000 円	
<p>備考</p> <p>契約書の写しを添付してください。</p>				

町長：最大5,000枚

契約書の契約年月日  
を記入する。

請求できるのは、選挙運動用ビラの作成費用のみ。  
その他の費用と混同しないこと。

令和4年 2月 1日

境町選挙管理委員会委員長 様

令和4年2月6日執行 境町長選挙  
候補者

住 所 境町〇〇番地  
氏 名 境 太 郎 印

下記のとおり、選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので、境町議会議員及び境町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程第2条の規定により届け出ます。

記

契約年月日	契 約 内 容	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
R4.0.0	株式会社〇〇印刷 境町〇〇番地 代表取締役社長 〇〇〇〇	00 枚	000,000 円	

ポスター掲示場数の  
1.1倍(118枚)  
まで公営の対象。

契約書の契約年月日  
を記入する。

請求できるのは、選挙運動用ポスターの作成費用のみ。  
その他の費用と混同しないこと。

備考

契約書の写しを添付してください。

# 確 認 申 請 書

(候補者→選管)

※ 選挙管理委員会へ提出してください。

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

令和4年 2月 1日

境町選挙管理委員会委員長 様

令和4年2月6日執行 境町長選挙  
候補者

住 所 境町〇〇番地  
氏 名 境 太 郎 印

境町議会議員及び境町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、自動車燃料代について確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 契約年月日 令和4年〇月〇日  
契約書の契約年月日  
を記入する
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
住所 茨城県猿島郡境町〇〇番地  
株式会社 〇〇  
代表取締役社長 〇〇 〇〇  
選挙運動用自動車の  
ナンバー
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号  
つくば 〇〇〇 わ 〇〇〇〇  
限度額  
7,560 円 × 5 日間  
=37,800 円
- 4 確認申請金額 \_\_\_\_\_ 円

燃料供給年月日	燃料給油量	確認金額
令和4年2月〇日	ℓ	円
燃料の給油量を記載	購入金額のうち、公費負担を受 ける額を記載	
合 計		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに作成して町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 燃料供給業者から給油の際に受領した給油伝票の写しを添付してください。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

令和4年 2月 1日

境町選挙管理委員会委員長 様

令和4年2月6日執行 境町長選挙  
候補者

住 所 境町〇〇番地  
氏 名 境 太 郎 印

境町議会議員及び境町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、選挙運動用ビラの作成枚数について確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 契約年月日 令和4年〇月〇日  
契約書の契約年月日を記入する
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
住所 境町〇〇番地  
株式会社 〇〇印刷  
代表取締役社長 〇〇 〇〇  
町長 最大5,000枚
- 3 確認申請枚数 \_\_\_\_\_ 枚

ビラ作成年月日	確認枚数
令和4年〇月〇日	枚
合 計	公費負担を受ける枚数を記載

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに作成して町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 納品書（ビラ作成枚数が記載されているもの）の写しを添付してください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

令和4年 2月 1日

境町選挙管理委員会委員長 様

令和4年2月6日執行 境町長選挙

候補者

住 所 境町〇〇番地

氏 名 境 太 郎 印

境町議会議員及び境町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、選挙運動用ポスターの作成枚数について確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 契約年月日 令和4年〇月〇日 契約書の契約年月日を記入する
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
住所 境町〇〇番地  
株式会社 〇〇印刷  
代表取締役社長 〇〇 〇〇 限度枚数  
107箇所×1.1  
=118枚
- 3 確認申請枚数 \_\_\_\_\_ 枚

ポスター作成年月日	確認枚数
令和4年〇月〇日	枚
合 計	<span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">公費負担を受ける枚数を記載</span>

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに作成して町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 納品書（ポスター作成枚数が記載されているもの）の写しを添付してください。

## 確 認 書

(選管→候補者→契約業者等→選管)

※ 契約業者等が請求書に添付します。

様式第7号(第3条関係)

選挙運動用自動車燃料代確認書

境町議会議員及び境町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、下記の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

境町選挙管理委員会で発行

令和4年2月1日

境町選挙管理委員会委員長 小堀 千枝子 印

- 1 令和4年2月6日執行 境町長選挙
- 2 候補者の氏名 境 太郎
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号  
つくば 〇〇〇 わ〇〇〇〇
- 4 確認金額           00,000円

燃料供給年月日	燃料給油量	確認金額
令和4年〇月〇日	ℓ	円
合 計		

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には自動車使用証明書（燃料）とともにこの確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、町に支払を請求することはできません。

様式第8号(第3条関係)

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

境町議会議員及び境町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、下記の選挙運動用ビラの作成枚数は、同条に定める金額の範囲内のものであることを確認する。

境町選挙管理委員会で発行

令和4年2月1日

境町選挙管理委員会委員長 小堀 千枝子 印

- 1 令和4年2月6日執行 境町長選挙
- 2 候補者の氏名 境 太郎
- 3 確認枚数 \_\_\_\_\_枚

ビラ作成年月日	確認枚数
	枚
合 計	

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成事業者へ提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、町に支払を請求することはできません。

様式第9号(第3条関係)

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

境町議会議員及び境町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、下記の選挙運動用ポスターの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

境町選挙管理委員会で発行

令和4年2月1日

境町選挙管理委員会委員長 小堀 千枝子 印

- 1 令和4年2月6日執行 境町長選挙
- 2 候補者の氏名 境 太郎
- 3 確認枚数 \_\_\_\_\_ 枚

ポスター作成年月日	確認枚数
	枚
合 計	

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、町に支払を請求することはできません。

## 証 明 書

(候補者→契約業者等→選管)

- ※ 自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成終了後、候補者が作成して契約業者等に交付します。
  
- ※ 契約業者等が請求書に添付します。

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

下記のとおり、選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

令和4年 〇月 〇日

令和4年2月6日執行 境町長選挙  
候補者

住 所 境町〇〇番地  
氏 名 境 太 郎 印

記

運送契約区分(該当する方の番号に○を付けてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	② 左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者名	株式会社〇〇レンタカー 境町〇〇番地 代表取締役社長 〇〇〇〇	
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送年月日	運送等金額
トヨタプリウスつくば〇〇〇わ〇〇〇〇	R4. 2. 1	円
トヨタプリウスつくば〇〇〇わ〇〇〇〇	R4. 2. 2	
トヨタプリウスつくば〇〇〇わ〇〇〇〇	R4. 2. 3	
トヨタプリウスつくば〇〇〇わ〇〇〇〇	R4. 2. 4	
トヨタプリウスつくば〇〇〇わ〇〇〇〇	R4. 2. 5	

選挙運動用自動車として実際に使用した日を記載

選挙運動用自動車本体のみの借用金額(税込)を日ごとに記載

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が町に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、町に支払いを請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
  - 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合 64,500円
  - (1) 以外の場合 15,800円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送規約区分」欄の2)とのいずれもが契約された場

合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一つの契約に限られていますので、その指定をした契約のみについて記載してください。

- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定した1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合に候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、町に支払いを請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

※必ず給油伝票の写しを添付

下記のとおり、燃料を使用したことを証明します。

令和4年 〇月 〇日

令和4年2月6日執行 境町長選挙

候補者

住所 境町〇〇番地

氏名 境 太郎 印

選挙運動用自動車の  
ナンバーを記入

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		株式会社 〇〇石油 境町〇〇番地 代表取締役 〇〇〇〇			
燃料供給年月日 日ごとに 記載	燃料の供給を受けた選挙 運動用自動車の車種及び 自動車登録番号又は車両 番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考	
R4.2.1	つくば〇〇〇わ〇〇〇〇			燃料の供給の公費負担を受けられる自動車は自動車の使用の契約届出書【P2】に記載された選挙運動用自動車に限られる。事務連絡用の自動車に供給した「燃料代などと混同して記載しないよう注意	
R4.2.2	つくば〇〇〇わ〇〇〇〇				
R4.2.3	つくば〇〇〇わ〇〇〇〇	〇〇ℓ	0,000円		給油量金額を 日ごとに集計 して記載
R4.2.4	つくば〇〇〇わ〇〇〇〇	〇〇ℓ	0,000円		
R4.2.5	つくば〇〇〇わ〇〇〇〇	〇〇ℓ	0,000円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 燃料供給業者が町に支払いを請求するときは、この証明書及び選挙運動用自動車燃料代確認書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、町に支払いを請求することができません。

【参 考】

公費負担請求に必要な給油伝票の例

【例 1】

**納 品 書**

〇〇 〇〇 様

株式会社〇〇石油  
〒000-0000  
境町〇〇番地  
TEL 0000-00-0000

選挙運動用自動車のナンバー  
が記載されていることが必要

	日付	登録番号	
給油年月日	R4.2.00	つくば 000 わ 0000	
商品名	数量	単価	金額
レギュラーガソリン	30 リットル	130 円	3,900 円
	契約単価		供給金額

【例 2】

**納 品 書**

給油年月日 令和4年2月〇日

売上  
〇〇 〇〇 様  
登録番号  
つくば 000 わ 0000  
レギュラーガソリン  
30 リットル  
@ 130 ￥3,900

選挙運動用自動車のナンバー  
が記載されていることが必要。

契約単価 計 ￥3,900

供給金額

株式会社〇〇石油  
〒000-0000  
境町〇〇番地  
TEL 0000-00-0000

給油伝票に記載された燃料供給  
年月日・供給量・供給金額を、  
日付ごとに使用証明書に転記。

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

下記のとおり、運転手を使用したことを証明します。

令和4年 〇月 〇日

令和4年2月6日執行 境町長選挙

候補者

住 所 境町〇〇番地  
氏 名 境 太 郎 印

記

運転手の氏名及び住所	境町〇〇番地 〇〇 〇〇	
雇用年月日	報酬の額	備 考
R4. 2. 1	00,000円	選挙運動用自動車の運転業務に実際に従事させた年月日及び報酬の額を日ごとに記載する
R4. 2. 2	00,000円	
R4. 2. 3	00,000円	
R4. 2. 4	00,000円	
R4. 2. 5	00,000円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が町に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は町に請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定した1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、町に支払いを請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

下記のとおり、選挙運動用ビラを作成したことを証明します。

令和 4 年 〇月 〇日

令和 4 年 2 月 6 日執行 境町長選挙

候補者

住 所 境町〇〇番地

氏 名 境 太 郎 印

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはおの代表者の氏名	株式会社〇〇印刷 境町〇〇番地 代表取締役社長 〇〇〇〇
作 成 枚 数	0,000 枚
作 成 金 額	〇,〇〇〇 円
備 考	実際に作成した選挙運動用ビラの枚数及び金額(税込)を記載。

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が町に支払を請求するときは、この証明書及び選挙運動用ビラ作成枚数確認書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及び公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

ア 町長の選挙 5,000枚

イ 町議会議員の選挙 1,600枚

(2) 限度額

7円51銭(単価)×当該作成枚数=限度額

選挙運動用ポスター作成証明書

下記のとおり、選挙運動用ポスターを作成したことを証明します。

令和4年 ○月 ○日

令和4年2月6日執行 境町長選挙

候補者

住 所 境町○○番地

氏 名 境 太 郎 印

記

ポスター作成業者の氏名 又は名称及び住所並びに 法人にあってはその代表 者の氏名	株式会社○○印刷 境町○○番地 代表取締役社長 ○○○○
作 成 枚 数	00 枚
作 成 金 額	000,000 円
ポ ス タ ー	実際に作成した選挙運動用ポスター の枚数及び金額(税込)を記載。 107か所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が町に支払を請求するときは、この証明書及び選挙運動用ポスター作成枚数確認書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及び公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

$$\text{ポスター掲示場数 (107か所)} \times 1.1 = 117.7 \text{枚} \quad (1 \text{未満の端数は、切上げ})$$

$$\Rightarrow \underline{118 \text{枚}}$$

(2) 限度額

次の区分により算出した単価×確認を受けた作成枚数＝限度額

$$\frac{525 \text{円}6 \text{銭} \times \text{ポスター掲示場数 (107か所)} + 310,500 \text{円}}{\text{ポスター掲示場数 (107か所)}} = 3,426.9 \text{円}$$

$$\frac{525 \text{円}6 \text{銭} \times \text{ポスター掲示場数 (107か所)} + 310,500 \text{円}}{\text{ポスター掲示場数 (107か所)}} = 3,426.9 \text{円}$$

$$\Rightarrow \underline{3,427 \text{円}} \quad (1 \text{円未満の端数は、切上げ})$$

# 請 求 書

(契約業者等→選管)

※ 選挙管理委員会へ提出してください。

選挙運動用自動車使用費用請求書

日付は空白

請求書は2月21日(月)までに提出

年 月 日

境町長 殿

住 所 境町〇〇番地

電 話 番 号 0280-881-0000

氏名又は名称 株式会社 〇〇レンタカー

法人のときは

代表者の氏名 代表取締役〇〇 〇〇

代表者印を押印

請求内訳書の金額と一致  
手書きの場合は、頭に必  
ず「¥」を付ける

代〇株  
社表〇式  
長取印会  
之締刷社  
印

境町議会議員及び境町選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 ¥〇〇〇, 〇〇〇円
- 2 内 容 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和4年2月6日執行 境町長選挙
- 4 候補者の氏名 境 太郎

5 振込先

正確に記載

金融機関名	〇〇〇〇	本・支店	〇〇〇〇
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	〇〇〇〇
預金種別	普通・当座	口座番号	〇〇〇〇
フリガナ	株式会社〇〇レンタカー代表取締役社長〇〇		
口座名	か) 〇〇レンタカーダヒョウトリマリヤク〇〇		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書）とともに、選挙の期日以後、速やかに提出してください。
  - 2 候補者が供  
ん。
  - 3 燃料代の請求  
選挙運動用自  
います。
- 一般運送契約「ハイヤー」の場合  
・自動車使用証明書（自動車）【P14】  
・請求内訳書（別紙その1）【P23】  
その他の自動車借入れ契約の場合  
・自動車使用証明書（自動車）【P14】  
・請求内訳書（別紙その2）【P24】  
を添付する。

(別紙) その1

請 求 内 訳 書

(一般旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

運送金額 (イ) か基準限度額 (ロ) のいずれか少ない方の金額を記入

候補者氏名 境 太郎

使用年月日	運送金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
R4. 2. 1	00, 000円	64, 500円	円	
R4. 2. 2	円	64, 500円	円	
R4. 2. 3	円	64, 500円	円	
R4. 2. 4	円	64, 500円	円	
R4. 2. 5	円	64, 500円	円	
計			円	

備考

「請求金額」欄には、(イ) 又は (ロ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請求内訳書

(一般旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 境 太郎

使用年月日	借入れ金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	
R4. 2. 1	円	15,800 円		借入れ金額(イ)か 基準限度額(ロ)の いずれか少ない方 の金額を記入。
R4. 2. 2	円	15,800 円	円	
R4. 2. 3	円	15,800 円	円	
R4. 2. 4	円	15,800 円	円	
R4. 2. 5	円	15,800 円	円	
計			円	

備考

- 1 (イ) 欄には, 1 日当たりの借入れ金額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には, (イ) 又は (ロ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請求内訳書

(一般旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

日ごとに記載

候補者氏名 境 太郎

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	
R4.2.1	つくば〇〇 わ〇〇〇〇	156 円 × 〇ℓ 円	7,560 円		
R4.2.2	つくば〇〇 わ〇〇〇〇	156 円 × 〇ℓ 円	7,560 円	円	
R4.2.3	つくば〇〇 わ〇〇〇〇	156 円 × 〇ℓ 円	7,560 円	円	
R4.2.4	つくば〇〇 わ〇〇〇〇	156 円 × 〇ℓ 円	7,560 円	円	
R4.2.5	つくば〇〇 わ〇〇〇〇	156 円 × 〇ℓ 円	7,560 円	円	
計				円	

販売金額(イ)の合計か基準限度額(ロ)のいずれか少ない方の金額。

備考

- 1 (イ) 欄には, ( ) 円/ℓ × ( ) ℓ = ( ) 円の額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には, (イ) の計欄又は (ロ) の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には, 契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び (イ) 欄は, 燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

請 求 内 訳 書

(一般旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

雇	選挙運動用自動車の運転業務に実際に従事した年月日を記載	(イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	報酬(イ)か基準限度額(ロ)のいずれか少ない方の金額を記入。
R4.2.1	00,000円		12,500円	00,000円	
R4.2.2	00,000円		12,500円	00,000円	
R4.2.3	00,000円		12,500円	00,000円	
R4.2.4	00,000円		12,500円	00,000円	
R4.2.5	00,000円		12,500円	00,000円	
計			日ごとの報酬を記載	00,000円	

備考

「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

様式第14号（第6条関係）

選挙運動用ビラ作成費用請求書

年 月 日

境町長 様

住所 境町〇〇番地  
 電話番号 0280-81-1300  
 氏名又は名称 株式会社〇〇印刷  
 法人のときは  
 代表者の氏名 代表取締役〇〇〇

代表者印を押印

代表取締役  
 〇〇〇  
 印  
 株式会社  
 〇〇印刷

境町議会議員及び境町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条  
 8条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

請求内訳書の金額と一致  
 手書きの場合頭に必ず  
 「¥」を付ける

記

1 請求金額 ¥ 円

- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和4年2月6日執行 境町長選挙
- 4 候補者の氏名 境 太郎

5 振込先

金融機関名	〇〇〇〇	本・支店名	〇〇〇〇
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	〇〇〇〇
預金種別	普通・当座	口座番号	〇〇〇〇
フリガナ	か〇〇インサツダ ヒョウトリシマリヤクシヤチョウ〇〇		
口座名	株式会社〇〇印刷 代表取締役社長〇〇		

正確に記載

- 備考
- 1 この請求書は選挙運動用ビラ作成の費用を請求するものです。速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託金を納付していない場合は、請求することはできません。
- ・ビラ作成枚数確認書【P11】
  - ・ビラ作成証明書【P19】
  - ・別紙請求内訳書【P28】
- を必ず添付

(別紙)

請求内訳書

請求書の金額  
と一致

ビラ作成枚数確認書【P11】  
の枚数を記載 町長  
5,000枚

候補者氏名 境 太郎

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A(円)	枚数 B(枚)	金額 A×B=C	単価 D(円)	枚数 E(枚)	金額 D×E=F	単価 G(円)	枚数 H(枚)	金額 G×H=I	
			7.51						
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

実際に作成した単  
価及び枚数を記載

こより確  
D欄とを

作成単価 (A) と限度  
額 (D) の少ない方の  
金額

さい。  
載し

作成枚数 (B) 限度枚  
数 (E) の少ない方の  
枚数を記載

3 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載し

様式第15号 (第6条関係)

選挙運動用ポスター作成費用請求書

年 月 日

境町長 様

住 所 境町〇〇番地  
電 話 番 号 0280-81-1300  
氏名又は名称 株式会社〇〇印刷  
法人のときは 代表取締役社長 〇〇〇〇  
代表者の氏名

必ず代表者印を  
押印

株代〇株  
表〇式  
取印余  
締刷社  
印

境町議会議員及び境町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

請求内訳書の金額と一致  
手書きの場合、頭に必ず「¥」を付ける

- 1 請求金額 ¥ 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和4年2月6日執行 境町長選挙
- 4 候補者の氏名 境 太郎
- 5 振込先

正確に記載

金融機関名	〇〇〇〇	本・支店名	〇〇〇〇
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	〇〇〇〇
預金種別	普通 当座	口座番号	〇〇〇〇
フリガナ	か) 〇〇インサツダ イダ ヒョウトリシヤリヤク〇〇		
口座名	株式会社〇〇印刷 代表取締役〇〇〇〇		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成証明書及び選挙運動用ポスター作成枚数確認書とともに、選挙の期日以後、速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。

・ポスター作成枚数確認書【P12】  
・ポスター作成証明書【P19】  
・別紙 請求書内訳【P32】  
を必ず添付する

(別紙)

請 求 内 訳 書

ポスター作成枚数確認書【P12】の枚数を記載

候補者氏名 境 太郎

ポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求書		
	単価 A(円)	枚数 B(枚)	金額 A×B=C	単価 D(円)	枚数 E(枚)	金額 D×E=F	単価 G(円)	枚数 H(枚)	金額 H×I
箇所 107	円	枚	円	3,427 円	枚	円	円	枚	円

請求書の金額と一致

備考  
1  
さ

実際に作成した単価及び枚数をの欄には、記載

作成単価(A)と限度単価(D)の少ない方の金額を記載

作成枚数(B)と限度枚数(E)の少ない方の枚数を記載

れたポスター掲示場数を記載してください。

- 2 E欄には、ポスター掲示場数×1.1(1未満の端数が生じたときは、その数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

※ D欄(単価)の算出方法

525円6銭×ポスター掲示場数(107か所) + 310,500円

= 3,426.9円

ポスター掲示場数(107か所)

(1円未満の端数は、切上げ)

⇒ 3,427円(単価)

## 契 約 書 見 本

(候補者—契約業者等)

- ※ 既存の契約書様式があるときはそれを用いて結構ですが、その場合にも契約の一方の当事者は候補者本人で、その申込意思と契約業者等の承諾意思とが契約書に明示されていることが必要です。

# 選挙運動用自動車運送契約書

境町長選挙候補者 \_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と  
\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、選挙運動のために使用する自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用する。
- 2 車種及び登録番号又は車両番号 \_\_\_\_\_
- 3 台数 1台
- 4 使用期間 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から  
令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日まで \_\_\_\_\_日間
- 5 契約金額 \_\_\_\_\_円（内訳）1日 \_\_\_\_\_円× \_\_\_\_\_日間  
（消費税及び地方消費税を含む）

## 6 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、境町議会議員及び境町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき、境町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、境町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は境町には請求ができない。

## 7 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

令和 年 月 日

甲 境町長選挙候補者

氏名

印

住所

乙 住所

名称

代表者

印

# 選挙運動用自動車車輛貸借契約書

境町長選挙候補者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と  
\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、選挙運動のために使用する自動車について、次のとおり借入れ契約を締結する。

1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用する。

2 車種及び登録番号又は車両番号 \_\_\_\_\_

3 台 数 1台

4 使用期間 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日まで \_\_\_\_日間

5 契約金額 \_\_\_\_\_円（内訳）1日 \_\_\_\_\_円×\_\_\_\_日間  
（消費税及び地方消費税を含む）

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車輛の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、境町議会議員及び境町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき、境町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、境町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は境町には請求ができない。

8 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。

(2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

(3) 乙がこの契約に違反したとき。

令和 年 月 日

甲 境町長選挙候補者

氏 名

印

住 所

乙 住 所

名 称

代表者

印

# 選挙運動用自動車燃料供給契約書

境町長選挙候補者 \_\_\_\_\_ (以下「甲」という。) と  
\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) は、選挙運動用自動車の燃料供給  
について、次のとおり契約を締結する。

- 1 供給する期間 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日まで
- 2 供給場所 所在地 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_
- 3 供給を受ける選挙運動用自動車の登録番号又は車両番号 \_\_\_\_\_
- 4 契約金額 \_\_\_\_\_円 (消費税及び地方消費税を含む)  
(内訳) 単価 1 リットル当たり \_\_\_\_\_円 × \_\_\_\_\_リットル

ただし、乙は供給期間中、甲に対して供給時の店頭価格により選挙運動用自動車の燃料を供給するものとし、各供給時の店頭価格と供給量の実績に基づき算定した額の累計額が上記の契約金額と異なる場合には、その累計額をもって契約額とする。

## 5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、境町議会議員及び境町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき、境町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、境町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定により供託物を没収された場合は、乙は境町には請求ができない。

## 6 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの(以下「暴力団員等」という。)であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

令和 年 月 日

甲	境町長選挙候補者	
	氏 名	印
	住 所	
乙	住 所	
	名 称	
	代表者	印

# 選挙運動用自動車運転契約書

境町長選挙候補者 \_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)と  
\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は、甲が使用する公職選挙法  
第141条に定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

1 運転する期間 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から  
令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日まで \_\_\_\_日間  
原則として、毎日\_\_\_\_時\_\_\_\_分から\_\_\_\_時\_\_\_\_分まで

2 契約金額 \_\_\_\_\_円 (1日につき\_\_\_\_円)  
(消費税及び地方消費税を含む)

3 運転する車輛の登録番号又は車両番号 \_\_\_\_\_

## 4 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、境町議会議員及び境町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき、境町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、境町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定により供託物を没収された場合は、乙は境町には請求ができない。

## 5 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの(以下「暴力団員等」という。)であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

令和 年 月 日

甲	境町長選挙候補者	
	氏名	印
	住所	
乙	住所	
	名称	
	代表者	印

# 選挙運動用ビラ作成契約書

境町長選挙候補者 \_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)と  
\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は、印刷物の作成について、  
次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第142条第1項第7号に定める選挙運動用ビラ

2 数 量 \_\_\_\_\_枚

3 契約金額 \_\_\_\_\_円 (消費税及び地方消費税を含む)

(内訳) 単価 \_\_\_\_\_円 \_\_\_\_\_銭 × \_\_\_\_\_枚

4 納入期限 令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、境町議会議員及び境町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき、境町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、境町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定により供託物を没収された場合は、乙は境町には請求ができない。

6 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの(以下「暴力団員等」という。)であると判明したとき。

(2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

(3) 乙がこの契約に違反したとき。

令和 年 月 日

甲 境町長選挙候補者

氏 名

印

住 所

乙 住 所

名 称

代表者

印

# 選挙運動用ポスター作成契約書

境町長選挙候補者 \_\_\_\_\_ (以下「甲」という。) と  
\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) は、印刷物の作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター

2 数 量 \_\_\_\_\_ 枚

3 契約金額 \_\_\_\_\_ 円 (消費税及び地方消費税を含む)

(内訳) 単価 \_\_\_\_\_ 円 \_\_\_\_\_ 銭 × \_\_\_\_\_ 枚

4 納入期限 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、境町議会議員及び境町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき、境町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、境町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定により供託物を没収された場合は、乙は境町には請求ができない。

6 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの(以下「暴力団員等」という。)であると判明したとき。

(2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

(3) 乙がこの契約に違反したとき。

令和 年 月 日

甲 境町長選挙候補者

氏 名

印

住 所

乙 住 所

名 称

代表者

印